⑸　Time limit for the submission of tenders, technical proposals and relevant documents for the qualification : 12 : 00 P.M. August 2nd, 2024

⑹　Contact point for tender documentation : OOKOBA Takeshi, Technological Review Section, Design Division, Rural Development Department, Kyushu Regional Agricultural Administration Office, Kasuga 2―10―1, Nishi-ku Kumamoto city, Kumamoto prefecture 860―8527 Japan. TEL 096―211―9111 ex. 4727.

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の工事は、同種工事である複数の工事を一括に審査及び評価を行う「一括審査方式」の試行工事です。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて２件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出及び入札が必要です。

なお、本公告は、インターネットの入札情報サービス（ＰＰＩ）［https://www.i-ppi.jp/］に掲載されています。

令和６年６月11日

支出負担行為担当官

北陸地方整備局長　遠藤　仁彦

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

Ａ工事　Ｒ６　249号珠洲地区法面復旧その１工事（以下「Ａ工事」という。）（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

Ｂ工事　Ｒ６　249号珠洲地区道路復旧その２工事（以下「Ｂ工事」という。）（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　工事場所

Ａ工事　石川県珠洲市馬緤町地先

Ｂ工事　石川県珠洲市真浦町地先

⑷　工事内容

Ａ工事　掘削（ＩＣＴ）22,900㎥　法面整形（ＩＣＴ）3,420㎡　法枠工　21,640㎡（ＣＦ－300－300×2000－2000）　鉄筋挿入工　34,960m（ＳＤＮ345、Ｄ19、削孔長4.6m、7,600本）

Ｂ工事　掘削（ＩＣＴ）14,200㎥　法面整形（ＩＣＴ）10,980㎡　法枠工　9,153㎡（ＣＦ－300－300×1500－1500）　鉄筋挿入工　18,722m（ＳＤＮ345、Ｄ22、削孔長4.6m、4,070本）

⑸　工期

Ａ工事　全体工期：契約締結日の翌日から令和７年12月19日まで

Ｂ工事　全体工期：契約締結日の翌日から令和７年12月19日まで

⑹　工事の実施形態

１）本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する令和６年能登半島地震に係る施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。

２）本工事は、一次審査の審査評価点の合計が上位10者（ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。）以外の競争参加者による入札は無効とする段階的選抜方式の適用工事である。

３）本工事は、令和６年３月13日付け国土交通本省の事務連絡「令和６年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の取扱いについて」に基づき、賃上げを実施する企業に対する加点措置を行わない工事である。

※通知については、北陸地方整備局ホームページを参照：https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/sougouchinage/index.html

４）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

５）本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に承諾願を提出すること。

６）本工事は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。紙契約方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に紙契約方式承諾願を提出すること。

７）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

８）本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

また、実施方式については、受注者の希望により、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）又は単価を包括的に合意する方式（以下「包括的単価個別合意方式」という。）を選択できるものとし、「包括的単価個別合意方式」を選択する場合は、契約締結後、契約担当課から送付される「包括的単価個別合意方式希望書」を契約締結後14日以内に契約担当課へ提出すること。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「包括的単価個別合意方式」にて行うものとする。

９）本工事は、ＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ土工、発注者指定型）である。

10）本工事は、ＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ法面工、施工者希望Ⅱ型）の対象工事である。

11）本工事は、交替制による月単位の週休２日の取り組みを前提とした工事（発注者指定方式）である。なお、当初より交替制による月単位の週休２日（４週８休以上（休日率28.5％））の達成を前提として各経費の補正を行い予定価格に反映させている。

12）本工事は、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任指導者」という。）を工事契約後に配置することができる試行工事である。

13）本工事は、受注者が新技術を選定したうえで活用を図る施工者選定型の新技術活用工事である。

14）本工事は、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者が工事の始期及び終期を任意に設定できる余裕期間（フレックス方式）工事である。

15）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。

16）本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

17）本工事は、ＣＣＵＳ義務化モデルの試行工事である。

18）本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

19）本工事は、労務費見積尊重宣言の取り組みを行う試行工事である。

２　競争参加資格

下記⑴に掲げる一次審査に係る評価の結果により競争参加資格を満たす者について、入札への参加を認める。

⑴　一次審査　次の１）から16）の要件を満たしているものにより構成される地域維持型建設共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年６月11日付け北陸地方整備局長）に示すところにより北陸地方整備局長からＡ工事にあっては「Ｒ６　249号珠洲地区法面復旧その１工事に係る地域維持型建設共同企業体」、Ｂ工事にあっては「Ｒ６　249号珠洲地区道路復旧その２工事に係る地域維持型建設共同企業体」としての競争参加資格の認定を受けている者（以下「地域ＪＶ」という。）、又は次の１）から16）の要件を満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）及び経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）であり、企業の技術力について記載した申請書及び資料を提出した者で、企業の技術力評価の評価点が高い順に10者までとする。（ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。）